

熊知協第13号

平成28年5月26日

熊本県知事
蒲島郁夫様

熊本県知的障がい者施設協会
会長 武元 典雅



要 望 書

●施設整備関係

今回の地震が起き、多くの施設・事業所（延べ47事業所）で、全壊・半壊・土地の地割れが生じました。今まで利用されていた障害を有する方々はもちろん、今後利用を予定していた障害を有する方々、そして、施設・事業所に専門職として働く職員が日常生活を送るために必要としていた拠点が、今後も地域の中で役割を発揮し続けることが危ぶまれています。耐震補強を含め、かつ、創造的な（新基準に対応）復興に向けた整備に対する補助を要望します。

- ・土地（代替え土地の費用調整と国有地の利用活用等）
活断層上にある全半壊施設等の代替地確保をお願いします。
- ・大規模災害復旧法による建物補助（10/10）←東日本震災の事例
- ・現状の復旧として予算ではなく、立て直す場合の新基準で予算をお願いします。
例：一人当たりの居室面積 3.3 m²⇒9.9 m²
- ・現状で修復可能な施設などのものは耐震補強を含めた財源確保をお願いします。
- ・全半壊した日中活動事業所の仮設事業所への整備費用を確保していただきたい。

●設備・物品等

障害のある方々の日常生活の早期回復と将来に向けての希望の確保のため、施設・事業所において、日中活動等に使用する固定資産・備品等が今回の地震で大きく壊れた場合、早急な改修のために補助（1/2）を要望します。

- ・就労支援事業所における生産活動設備及び物品に対し公費補助をお願いします。
- ・日常生活における設備及び必要物品等（例：洗濯機・調理備品など）に対し公費補助をお願いします。

●仮設障害福祉サービス事業所開設への休業補償

今回の地震により通所系の事業所においては、開所したくても出来なかつたり、開所できても利用者が通所できずに業務が停止に近い状況が続いています。別の場所・建物での事業継続を認めていただくことはもちろん、職員の給与等の確保のための、9割補償（休業補償）等についての措置を要望します。

※今後の災害救助施設として役割

- ・福祉避難所の協定を市町村自治体で進める場合、すべての障害者施設等は協定を結んでいただけるよう強く要望いたします。